

審 査 基 準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、評価項目の得点合計が最も高い者を採択案件に決定する。ただし、評価項目の得点合計が35点を満たさない場合は、不採択とする。

II 審査方法

「企画提案書」に基づき、山形大学に設置された山形大学小白川キャンパス合同企業研究会及び農学部合同企業説明会運營業務委託選定委員会が書類選考及び面接選考を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III 評価方法

別添「審査における評価基準」に則り評価を行い、山形大学小白川キャンパス合同企業研究会及び農学部合同企業説明会運營業務委託選定委員会における審査委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。